

一般社団法人宮城県作業療法士会 代議員選挙規程

(目的)

第1条 この代議員選挙規程は、定款第15条第1項に規定する代議員選挙について必要な事項を定める。

(代議員選挙の公示と立候補の締め切り)

第2条 選挙管理委員会は、投票日60日以前に、選挙期日、選挙すべき代議員の定数及び立候補の受付期間を公示し、代議員立候補を受けなければならない。但し、代議員立候補の締切日は投票の40日前とする。

(代議員選挙区の区割り)

第3条 選挙区の区割りは、各ブロックを選挙区とし、選挙区単位で実施される。

2 正会員の所属選挙区は、本会に登録されている所属ブロックによるものとする。

(代議員選挙における正会員の所属)

第4条 正会員の所属する選挙区は、定款施行規則第36条第3項に準ずるものとする。

(代議員選挙における定数)

第5条 代議員の定数は選挙区毎に定めるものとし、概ね正会員30人につき1人の割合とする。端数が出た場合は切り上げとする。

2 定数を定めるための正会員数は、選挙当該年度の8月1日を基準とする。

(代議員の選出)

第6条 選挙区に分配された定数に対し、当該選挙区に所属する代議員立候補者において代議員選挙を行う。

2 選挙権は、当該選挙区に所属する正会員のみとし、休会している正会員については、これを認めない。

3 選挙権及び被選挙権を行使できる所属選挙区は、公示された日を基準とする。

(代議員立候補の届出)

第7条 代議員に立候補する正会員は、期日までに所定の様式にて選挙管理委員長に届出なければならない。また、落選した際、本規程第15条における欠員補充の代議員となるか否かの意思表示を同時に行うものとする。

2 推薦による立候補は、正会員が推薦者1名を文書で届出る。推薦する者は所属するブロックによらず正会員を候補者として推薦できる。その文書は様式5の1に準じて作成するものとする。この場合は、本人の承諾書を添えるものとする。その書式は、様式5の2に準じて作成するものとする。

3 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(代議員届出受理証の発行)

第8条 選挙管理委員会は、第7条による代議員立候補の届出に対し、代議員届出受理証を発行しなければならない。その文書は様式7に準じて作成するものとする。

(代議員選挙の方法)

第9条 代議員選挙は、代議員候補として登録された者について、正会員による直接無記名投票を行う。

(代議員選挙の投票用紙の様式)

第10条 代議員選挙の投票用紙の様式は、選挙管理委員会指定のものとする。事前に送られた用紙を指定された期日までに郵送しなければならない。

2 代議員選挙の投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとし、最終日までの消印があるものを有効とする。

(代議員選挙の無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 白票(誰にも投票しない)
- (2) 誤った記載をしたもの

(3) 不正な手段を用いて投票したもの

(代議員選挙の当選人の確定)

第 12 条 当選人は、当該選挙区の定数に応じて、得票数の多い者より順次定める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会によるくじで定める。

(代議員選挙の無投票当選)

第 13 条 代議員候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

(代議員欠員の補充)

第 14 条 欠員を生じる選挙区は、選挙区で非当選人となった者を候補者として補充することができる。

2 欠員の補充であっても定数を満たさない場合、無投票当選とする。

3 非当選人の総数が欠員の総数を超えた場合、投票数の多い非当選人より順次補充するものとする。

(代議員の規程違反)

第 15 条 この規定に違反があったと選挙管理委員会が判断した場合、その違反者は選挙前には立候補の権利を喪失し、当選後には代議員の権利を喪失する。

2 規定違反により生じた欠員は、第 15 条の規定により補充されるものとする。

(代議員の補欠選挙)

第 16 条 前条までの規定により選出された代議員が定数の総数の 5 分の 4 に達しないとき、及び任期の途中で代議員が辞任しブロックに不在となる場合は、3 か月以内に補欠選挙を行う。但し残任期間が 6 か月に満たない（未満の）場合は、補欠選挙を実施しない。

2 補欠選挙の方法は、前条までの規定を準用するものとする。

(規則の変更)

第 17 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附則：本規程は、令和 3 年 11 月 1 日より施行する。